

～対馬市における市民協働の流れ～

H19～

わがまち元気創出支援事業

地域コミュニティの意識の形成・醸成、住民発意型まちづくりへの移行、ボランティア等の組織化の促進を目的に実施
※市民特認事業については、公開審査会を開催し、一般市民で構成された審査員及び来場者による審査会を実施

H20～

対馬市コミュニティ・ビジネス振興事業(20～)・新規ビジネス応援事業(21～)

地域課題の解決や技術の継承・地域産業の発掘、対馬ならではの新品開発など地域力を高めるために必要と認められる起業を支援

H20.4

対馬市市民協働(共働)推進指針策定

○市民協働(共働)実施計画を策定し、アクションプランに基づき、毎年度事業計画の検討、進捗状況管理

1. 地域マネージャー制度(H20～モデル地区導入、H21～本格導入)
2. かたらんね市長室、出前市長室
3. 対馬市民ボランティアの活動支援 など

～国における地域主権改革～

地域主権戦略大綱（構成と概要）

平成22年6月

第1 地域主権改革の全体像

- ◆ 「地域主権改革」とは、「日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」
- ◆ 国と地方が対等なパートナーシップの関係にあることを踏まえ、地域の自主的判断を尊重しながら、国と地方が協働して「国のかたち」をつくる。「補完性の原則」に基づき、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本。その中でも住民に身近な基礎自治体を重視
- ◆ 戦略大綱は、地域主権改革を総合的かつ計画的に推進するため、当面講ずべき必要な法制上の措置その他の措置を定めるほか、今後おおむね2～3年を見据えた改革の取組方針を明らかにする。戦略大綱に基づく改革の取組の成果等を踏まえ、平成24年夏を目途に「地域主権推進大綱(仮称)」を策定
- ◆ 総理大臣を議長とする地域主権戦略会議を中心に、より一層の政治主導で集中的かつ迅速に改革を推進。適時に国と地方の協議の場を開催し、国と地方の実効ある協議を行い、改革の推進及び国と地方の政策的効果的・効率的な推進を図る。

第2 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

- 1 取組の意義等
- 2 これまでの取組と当面の具体的措置
- 3 今後の課題と進め方

第3 基礎自治体への権限移譲

- 1 基本的な考え方
- 2 具体的な措置
- 3 円滑な権限移譲の実現に向けて
- 4 今後の取組

第4 国の出先機関の原則廃止（抜本的な改革）

- 1 改革に取り組む基本姿勢
- 2 改革の枠組み

第5 ひも付き補助金の一括交付金化

- 1 趣旨
- 2 一括交付金の対象範囲
- 3 一括交付金の制度設計
- 4 導入のための手順

第6 地方税財源の充実確保

- 1 これまでの取組の実績と成果
- 2 今後の課題と進め方

第7 直轄事業負担金の廃止

第8 地方政府基本法の制定（地方自治法の抜本見直し）

- 1 地方公共団体の基本構造
- 2 議会制度
- 3 監査制度
- 4 財務会計制度

第9 自治体間連携・道州制

- 1 基本的考え方
- 2 今後の取組

第10 緑の分権改革の推進

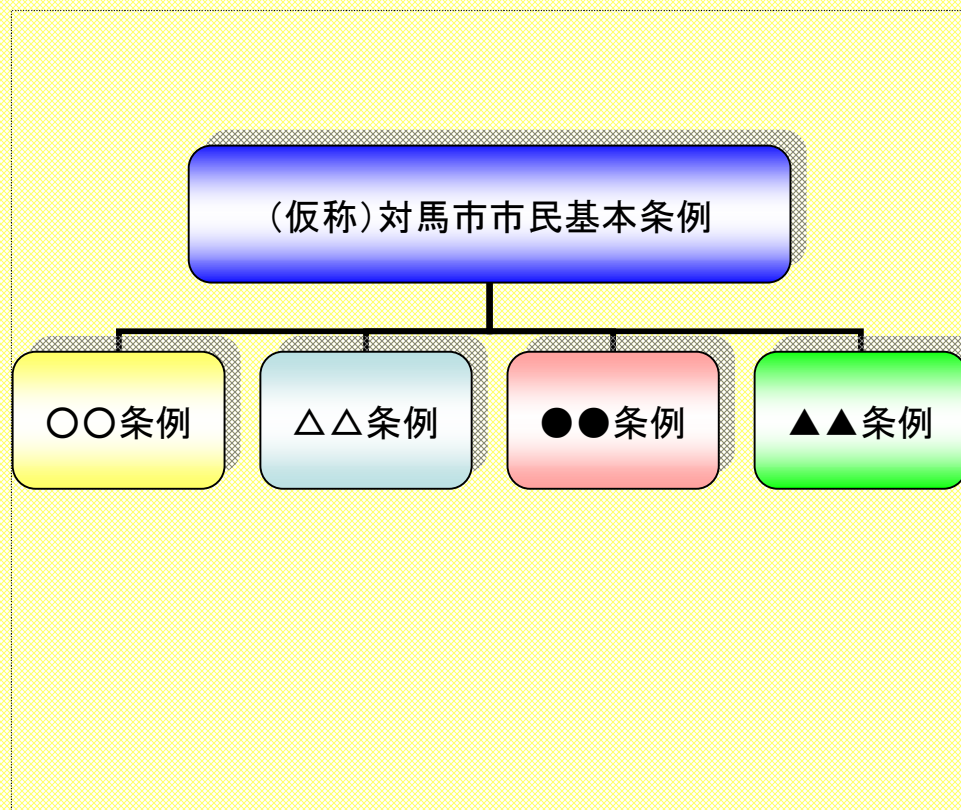
- 1 基本的考え方
- 2 具体的取組

- 別紙1 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大の具体的措置（第2次見直し）
別紙2 基礎自治体への権限移譲の具体的措置

市民基本条例のイメージ

平成20年度に導入した地域マネジャー制度により市民協働に対する市民意識も着実に変化してきており、今後、更に市民協働を推進し、「地域主権」を確立するためには、市民、行政、議会のそれぞれの役割や責務を明確にするとともに、これまで以上に市民が市政に関わる、新たな仕組みづくりが必要

条例の位置づけ



条例の標準的な構成

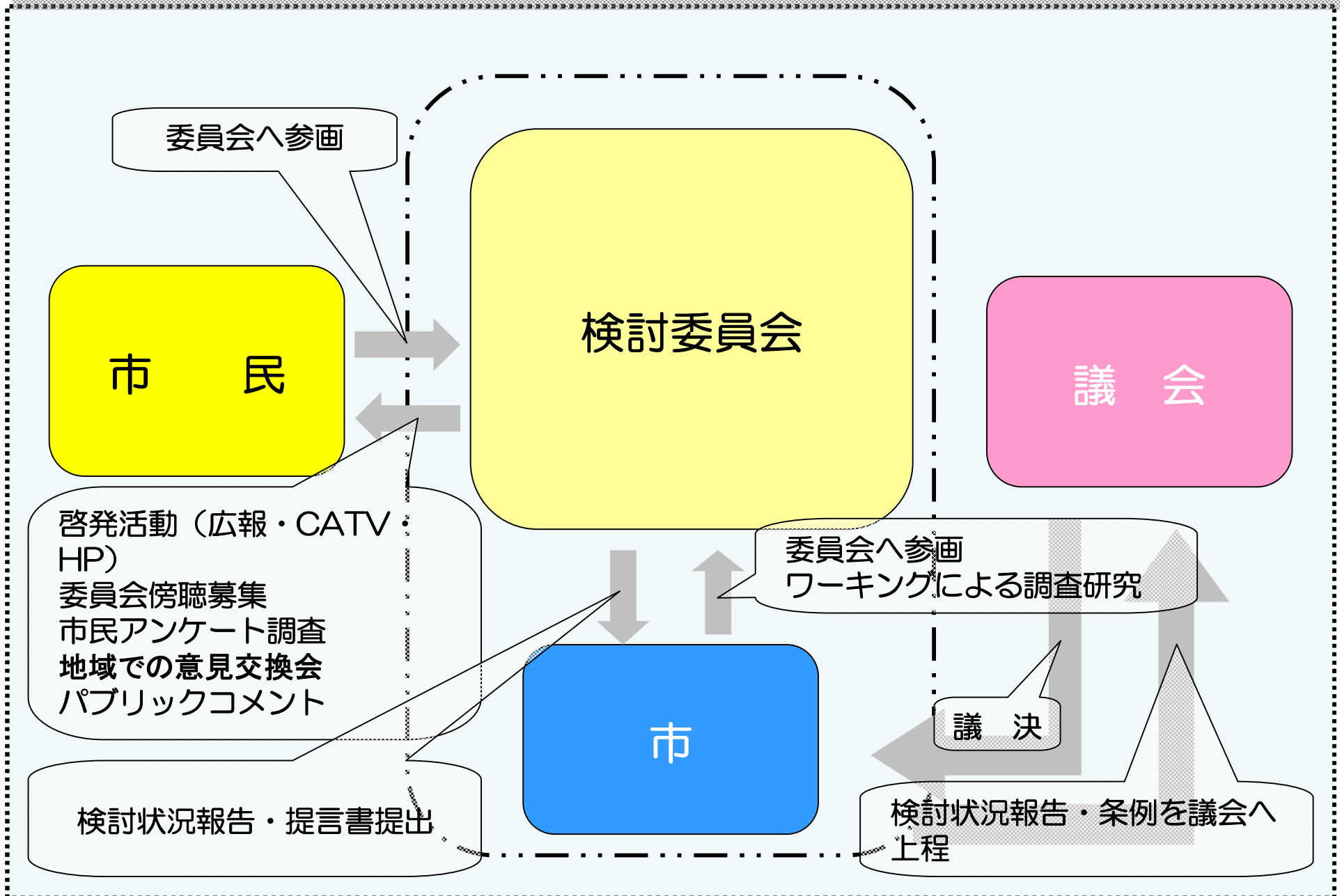
理念
前 文
目的 用語の意義

原則
まちづくりの基本原則

権利・役割
市民の権利・役割・責務
議会の役割・責務
市長の役割・責務
職員の役割・責務

制度・仕組み
情報公開
行政手続
財政運営
住民投票
個人情報保護
総合計画
など

(仮称)対馬市市民基本条例検討体制



(仮称)対馬市市民基本条例検討スケジュール

H22.6末

(仮称)市民基本条例検討委員会の設置 (第1回会議 8月5日開催)

委員会8回予定

H22年度 5回
H23年度 3回

1. 広報・CATVでの啓発活動
2. 委員会の傍聴募集
3. 市民アンケート調査
4. 地域との意見交換
5. パブリックコメント
6. 条例名称募集

市及び議会へ随時
状況報告

H23.9

提言(最終報告)
とりまとめ

市長へ提言書
(最終報告)提出

議会へ最終報告

H23.12

議 決

議会へ上程

H24.4

市民基本条例の制定

条例施行

ワーキング部会の役割

(仮称)対馬市市民基本条例検討委員会設置要綱
(ワーキング部会)

第7条 委員会は、条例案の作成に必要な調査、研究及び検討を効率的に行うため、必要にしてワーキング部会を置くことができる

月	検討委員会	ワーキング部会
22年 7月下旬	検討委員会委員公募、委員依頼	ワーキング部会開催（7月30日）
8月5日	①委嘱状交付・委員会規約、条例の必要性について	検討委員会へ出席
9月0日	②条例の必要性等について	検討委員会へ出席
11月中旬	↑ 3回開催 ↓	↑ 基本的には検討委員会前に開催し、検討委員会より求められた資料及び検討委員会へ付すべき事項等について調査研究行う。 ↓
23年 1月中旬		
2月下旬		
4月	地域との意見交換会	
5月中旬	↑ 3回開催 ↓	↑ 基本的には検討委員会前に開催し、検討委員会より求められた資料及び検討委員会へ付すべき事項等について調査研究行う。 ↓
7月中旬		
9月中旬		
9月下旬	市長へ提言書（最終報告）提出	